

農振除外（農用地利用計画の変更）のお知らせ

1. 農業振興地域整備計画とは

市では、農用地利用計画をはじめ農業振興を図るための農業の経営規模拡大、農地整備や農業近代化設備の計画、農村の生活環境整備等の計画を立て、農業振興地域整備計画として管理しています。

2. 農用地利用計画の変更《農振除外》とは

農用地利用計画における農業振興を図る地域（いわゆる農振農用地区域）は、農業振興のための計画的土地利用を進めようとする区域ですので、原則として同区域からの除外はできません。

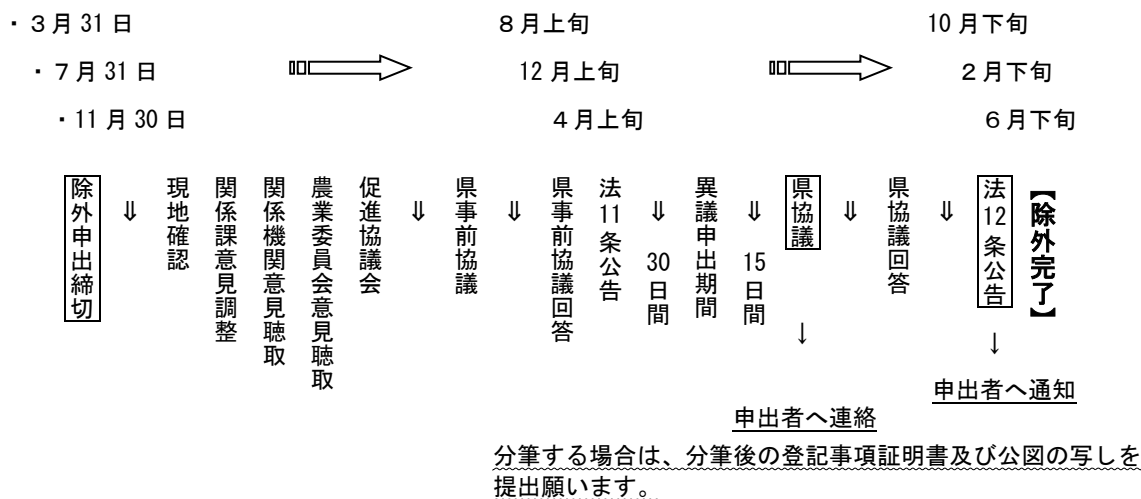
しかし、除外の緊急性、必要性がある場合で、以下の6要件を全て満たし、農業振興を図るうえで支障がないと判断される場合に限って、農振除外をすることができます。

- ・ 1号要件…変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって農用地区域以外に代替する土地がないと認められること。
- ・ 2号要件…地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ・ 3号要件…農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ・ 4号要件…農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ・ 5号要件…農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・ 6号要件…土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。
- ・ その他…土地改良事業施行地域内の場合、農地中間管理権の存続期間が満了していること。

3. 農振除外の申出期間

農振除外は、公告縦覧等の法手続きを行うことから農振除外完了までに7ヶ月程度の期間を要します。また、法手続き期間が重複しないよう申出受付は年3回となっております。

【除外手続日程表】※この日程は目安です。1ha以上の申出があった場合等、他の申出の状況によりこのとおり進まない場合があります。



◆農地転用（農業委員会）、開発行為（建築指導課）の申請は、農振除外完了後となります。

4. その他の申出について

上記のほか、非農用地証明見込みの農振除外、かけ違いによる農振除外及び用途区分の変更（農業用施設用地）、公共性が特に高いと認められる事業に伴う除外は毎月受付（月末締切）となります。申出書類、除外手続き日程が異なりますので、申出前に小山市農政課（TEL0285-22-9254）へご相談ください。